

議 事 録

会議名	令和2年 第9回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和2年9月28日(月)午後1時30分から	開催形態	公開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川幹雄 2番 三留清一 3番 福岡喜輝 4番 中村基寛 5番 藤井薫 6番 金子隆夫 7番 相田孝 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員	無		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第4 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和2年第9回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、5番と6番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1農地法3条の規定による許可申請について、議案番号40号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号40号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮の調整区域内の農地1筆です。 譲受人は譲渡人の子で、家族農業経営を強化するための贈与ということ です。現在5, 200㎡の畑を譲受人、譲受人の妻、譲受人の父、譲受人の 母4名で耕作しており、水稻、じゃが芋、玉ねぎ等を作付しています。ま た、トラクター、軽トラック、コンバイン、耕運機等を所有しており、所 有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通 作距離は、500mで車で5分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒 川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回 の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農 地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たして いると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から農地法の観点から現地調査の結果並 びに補足説明をお願いします。</p> <p>4 番：9月11日に現地調査に行ってきました。譲受人は耕作しており、農地法 の要件は満たしていると思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号40号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>		

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号40号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号41号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号41号を朗読)

(説明) 当該地は小谷地区の農用地域内農地の2筆で、現況については畑です。期間については3年間で借り手は、トラクター、ハンマーナイフ、刈払機、マルチャー等を所有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：9月11日に事務局職員と現地調査をいたしました。借り手は過去にも同様の申し出があり現在小動、大蔵で営農しておりますので問題ないと思われれます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号41号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号41号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて議案番号42号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号42号を朗読)

(説明) 当該地は一之宮の農用地域に隣接している農地の1筆で、現況については畑です。譲受人は本年から新規参入しておりますが規模拡大のため利用権設定の希望です。期間については3年間で借り手は、草刈り機を所有しています。本案件の譲受人は、一般法人ですので、これより法人登記の全部事項証明書を回覧しますのでご確認ください。また、事業計画について農政課よりご説明します。

それでは営農計画書をご覧ください。今回新規に利用権設定される農地は大豆と小麦を作付けする予定です。譲受人は今年度から新規参入していますが、大豆の実り具合もよく良好に収穫できる予定でございます。農場につきましては、草刈りもされきれいな農場になっています。また、用水の草刈りも併せて実施しています。農作業の実施者ですが、県農業アカデミーを卒業され、津久井産大豆を栽培している先生から学んでおります。順調に耕作が進んでいると思われれます。

会 長：続いて、地区担当農業委員である4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：9月11日に事務局と現地調査を実施しました。譲受人は一般法人でしっかり耕作しておりますので問題ないと思えます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号42号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会 長：では総員挙手ですので、議案番号42号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。</p> <p>次に日程第3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号64号から66号の3件、日程第4農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について報告番号67号から68号の2件、日程第5、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号69号から74号の6件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり3件、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり6件、それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和2年第9回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和2年第9回定例総会議案及び位置図

議事録署名人

藤井 薫

議事録署名人

金子 隆夫

本議事録は、令和2年10月26日、承認・署名を得て確定しました。